

重 要 事 項 説 明 書
(訪 問 看 護)

株 式 会 社 ネ ク ニ ア
み ず き 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン

重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社ネクニア
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目7番8号 NAGOYA the TOWER 3604号
代表者(職名・氏名)	代表者名 足立 将也
設立年月日	2024年1月12日
電話番号	090-3879-6734

2. 事業所の概要

事業者名	みずき訪問看護ステーション	
所在地	愛知県名古屋市瑞穂区弥富通2丁目30番地セントフィオーレ 703	
電話番号	052-838-5113	
指定年月日・事業所番号	2024年4月1日	2360890384
管理者名	青山 瑞季	
サービス提供地域	名古屋市瑞穂区、熱田区、南区、昭和区、千種区、天白区、港区、中川区、中区	

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名(常務)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	常勤換算 2.5名 以上
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に	1名以上
作業療法士	合わせ、必要に応じたりハビリテーションサービスを	0名
言語聴覚士	提供します。	0名
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名以上

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
サービスを提供日・・・365日 事務所営業日・・・月～金(祝日を除く) ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く	サービスを提供時間・・・24時間 事務所営業時間・・・8:30～17:30

※利用者の状態に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービスを提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- 健康状態の観察(血圧・体温・脈拍の測定、病状の観察)
- 日常生活の看護(清潔・排泄・食事介助など)
- 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
※訪問看護事務所における理学療法士等の訪問は
看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、
看護議員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- 療養生活や介護方法の指導
- 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- カテーテル類の管理・褥瘡の位置など医師の指示に基づいての看護
- 生活用具や在宅サービス利用について相談
- 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒別表参照

7. 事業者におけるサービス提供方針

- 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、3カ月に1回以上の提供とさせていただきます。全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

8. サービス提供の記録等

- サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。

- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は前期「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担額

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、医療保険・介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 医療保険対象外のサービス・介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合も含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 死後の処置料は、15,000円(税別)となります。
- (5) 利用者負担金は、毎月27日(祝・休日の場合は翌平日)にご指定の金融機関の口座から引落となります。
- (6) 通常の事業実施地域を超えて行う事業に要した交通費は実施地域を超えた地点から片道1キロメートル当たり20円を撤収します。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名:みずき訪問看護ステーション 連絡先:052-838-5113

利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

当日キャンセル料:1,000円

11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の訪問看護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は社団法人 全国訪問看護事業協会と訪問看護事業所(ステーション)賠償責任保険契約を結んでおります。)

ただし、事業所の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

12. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、計画書の作成や市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から同意を得るものとします。

13. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	052-838-5113	FAX 番号	052-838-5115
担当者	管理者 青山 瑞季		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者を引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	名古屋市 健康福祉局高齢福祉部介護保険課居宅指導係	052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

14. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法・介護保険制度に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 地震・津波・暴風等の災害・天候により訪問できない場合もございます。ご了承ください。
- ④ 交通事情により、訪問時間が前後する場合があります。ご了承ください。
- ⑤ 緊急訪問依頼を受けても、看護師の状況、時間帯等により、すぐに訪問できない場合があります。ご了承ください。
- ⑥ 主治医が訪問看護指示書を発行する際に、訪問看護指示書料300点(1割負担の場合300円)がかかります。ご了承ください。